

# 日本学生支援機構 給付奨学生（多子世帯の授業料無償化対象者含む）対象 適格認定における「学部等選択特例」について

国の修学支援新制度(日本学生支援機構給付奨学金・多子世帯の授業料等無償化含む)においては、留年や降年をした場合、当該年度末の適格認定(学業)において「廃止」と判定され、翌年度以降の支援は打ち切りとなります。

しかしながら、2026年度から「学部等選択特例」制度が設けられたことにより、進学選択再参加のために留年・降年を選択した場合であっても特例の要件を満たす方は「廃止」措置を受けることなく、「1年間の支援停止措置・停止翌年度に支援復活」が可能となる場合があります。以下の説明をよく読み、ご自身が要件に該当する場合は必ず申請期間内に「学部等選択特例適用願」を教養学部等学生支援課奨学資金チームへ提出してください。

## 1. 「学部等選択特例」の概要

学部等選択特例は、大学入学後に進級を前提とした学部選択があり、希望学部に進めない場合等において、翌年度に再度の学部選択を行おうとするに際して留年・降年する場合に利用可能な制度です。東京大学では、前期課程2年次に実施する「進学選択」がこれに当たります。

国の修学支援新制度では、通常留年・降年が決定した場合は当該年度末で「廃止(支援の打ち切り)」となりますが、進学選択において希望学部に進めず、翌年度に再度進学選択に参加するために留年・降年をする場合、または希望学部への進学を目的として1年次自主留年をする場合は「学部等選択特例」の適用を申し出ることができます。特例が適用されると、翌年度1年間は支援(授業料免除及び給付奨学金)が停止されますが、支援停止年度の学年末において次年度への進級が決まり、なおかつ当該年度末の適格認定(学業)でも「廃止」に該当しない学業成績を修めていると認められれば、停止翌年度の4月より支援の復活が可能となります。

## 2. 「学部等選択特例」利用の要件

- ① 2年次Sセメスター終了時の降年の場合は、進学選択が可能となる要件を満たしていること。2年次Aセメスター終了時の留年の場合は、前期課程修了要件を満たしていること。
- ② 特例を願い出る年度の適格認定(学業)において、「警告」相当の学業基準に該当していないこと(適格認定の学業基準は別添「JASSO 給付奨学金の適格認定基準について」参照)。
- ③ 2026年度以降に行う進学選択における特例申請であること(2025年度以前の進学選択は対象外)。
- ④ 過去に「学部等選択特例」を利用していないこと(本特例は1回に限り利用可能)。
- ⑤ 進学選択を見据えた1年次自主留年も本特例の対象となるが、当該自主留年が2026年度以降に行われたものであること。
- ⑥ 退学・停学の処分を受けていないこと。

### 3. 「学部等選択特例」の申請時期・申請方法

以下の申請期間に「学部等選択特例適用願(別紙様式)」を教養学部等学生支援課奨学資金チームまで提出してください。

**2 年次進学選択において進学選択が可能となる要件を満たしたが内定しなかった場合(進学志望登録をしなかった場合も含む)**

申請期間:2026 年9月25日(金)~10月30日(金)

**2 年次 A セメスターにおいて「進学内定辞退届」を提出する場合**

申請期間:「進学内定辞退届」提出期間に準ずる。

提出期間は前期課程ウェブサイトの「教務課からのお知らせ」を参照すること。

**1 年次 A セメスターにおいて「自主留年届」を提出する場合**

申請期間:「自主留年届」提出期間に準ずる。

提出期間は前期課程ウェブサイトの「教務課からのお知らせ」を参照すること。

### 4. 「学部等選択特例」適用可否の通知時期

「学部等選択特例適用願」を提出した学年末の適格認定(学業)結果により、特例の適用可否が決まります。おおむね翌年度(留年期間)の4月上旬までに、適用可否を通知する予定です。

**適格認定(学業)の結果によっては、特例を適用できない場合があります(留年・降年以外の学業基準で「廃止」および「警告」相当の場合)。本特例申請者で、引き続き授業料免除を希望する場合は、東京大学独自の授業料免除にも併せて申請するようにしてください。**

### 5. 「学部等選択特例」適用後の支援復活について

「学部等選択特例」が適用され翌年度1年間の支援停止措置となった場合において、支援停止年度の学年末適格認定(学業)において「廃止」の学力基準に該当せず、かつ3年次への進学が決定した場合は、進学後の4月より支援が復活します。復活後の支援期間は、修業年限から停止期間を除外した期間となります。

1年次 A セメスターの自主留年に際して「学部等選択特例」を申請し、翌年度1年間の支援停止措置となった場合においては、支援停止年度の学年末適格認定(学業)において「廃止」の学力基準に該当せず、かつ2年次へ進級する場合は進級後の4月より支援が復活します。なお特例の適用は1回限りです。

適格認定(学業)の判定は大学で行うため、支援復活に際して学生からの申請は必要ありません。

### 6. 参考情報

「学部等選択特例」は令和8年3月に公布された「独立行政法人日本学生支援機構に関する省令及び大学等における修学の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令」に基づき2026年度に新設されました。

参考:文部科学省ウェブサイト

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/hutankeigen/1417033.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1417033.htm)

## 7. 問い合わせ先

学部等選択特例をはじめ修学支援新制度に関する質問がある場合は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

教養学部等学生支援課奨学資金チーム  
 アドミニストレーション棟 1階 7番窓口  
 平日 10:00~12:30、13:30~16:00  
 〒153-8902 東京都目黒区駒場 3-8-1  
 TEL: 03-5454-6075・6071・6076  
 E-mail: [s-shikin.c@gs.mail.u-tokyo.ac.jp](mailto:s-shikin.c@gs.mail.u-tokyo.ac.jp)

### 【本特例の適用例（参考）】

▶現に新制度による思念を受けている場合：

■ 1年次の自主留年の場合

1年 (支援)	2年 (支援)	3年 (支援)	4年 (支援)
2回目の1年 (停止)			

適格認定（学業）において「警告」相当の学業基準に該当していない  
**学部選択のための留年**

適格認定（学業）において「廃止」の学力基準に該当していない

■ 2S→1Aに降年する場合

1年 (支援)	2年 (2S、2回目の1A) (支援)	3年 (支援)	4年 (支援)
	2年 (2回目の2S、2A) (停止)		

適格認定（学業）において「警告」相当の学業基準に該当していない  
**学部選択のための降年**

適格認定（学業）において「廃止」の学力基準に該当していない

■ 2A後→2Sに留年する場合

1年 (支援)	2年 (支援)	3年 (支援)	4年 (支援)
	2年 (停止)		

適格認定（学業）において「警告」相当の学業基準に該当していない  
**学部選択のための留年**

適格認定（学業）において「廃止」の学力基準に該当していない

▶新制度による支援を新たに受けようとする場合：

■ 2A後→2Sに留年する場合

1年 (利用せず)	2年 (利用せず)	3年 (支援)	4年 (支援)
	2年 (利用せず)		

適格認定（学業）において「警告」相当の学業基準に該当していない  
**学部選択のための留年**

■ 2A後→2Sに留年する場合

1年 (利用せず)	2年 (利用せず)	3年 (利用せず)	4年 (支援)
	2年 (利用せず)		

適格認定（学業）において「警告」相当の学業基準に該当していない  
**学部選択のための留年**